

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 21 年 1 月 21 日（月）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件 名： 定期予防接種費用の償還払い(助成金交付)について	
提出理由： 市民が、予防接種法に基づく定期予防接種を、協力医療機関以外で受けることについて、やむを得ない事情があると認められる場合に償還払いを行い、費用負担の公平性を図りたいため。	
内 容： 1 趣旨 予防接種法に基づき、市が実施する定期予防接種の費用負担については、本市が委託する協力医療機関で接種する場合には費用の全額又は一部に対して公費助成が行われ、市外における協力医療機関以外の医療機関で接種する場合には全額自己負担となっている。 しかし、協力医療機関で接種することが困難(やむを得ない)と認められる場合には、公費助成対象者と同額の費用負担となるよう償還払い(助成金の交付)を行い、費用負担の公平性を図る必要がある。 2 助成金交付制度の概要 (1) 予防接種の対象者 予防接種を受ける当日に、本市に住民登録又は外国人登録を有する者 (2) 助成の対象者 一類疾病の予防接種については、被接種者の親権者等、二類疾病の予防接種については、被接種者またはその親族 一類疾病→ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核 二類疾病→インフルエンザ(高齢者の季節性インフルエンザ)	(3) 協力医療機関で接種することが困難と認められる場合 かかりつけの医療機関が、市外の医療機関(協力医療機関以外)である場合 市外に滞在する相当な理由があり、協力医療機関で接種することが困難な場合 例として、入院中、里帰り出産、DVなど。 (4) 助成の限度額 協力医療機関以外の医療機関で支払った接種費用。但し、接種日の属する年度における、本市と協力医療機関との委託契約の接種単価を上限とする。 (5) 手続き 事前に予防接種依頼申請書を提出 〔接種希望者→市〕 予防接種依頼書を発行 〔市→接種希望者→接種医療機関〕 接種・費用支払(自己負担) 助成金の交付申請 〔接種者→市〕 助成金交付決定通知・助成金交付 〔市→接種者〕 (6) 見込対象者数及び予算(平成 22 年度) 延べ 255 人、計 2,020 千円
経 過 S.53.8 予防接種法の改正(S.52)に伴い、個別接種を開始 H.13.8 町田市が償還払いを開始 H.14.4 厚木市が償還払いを開始 H.20.4 海老名市、綾瀬市、相模原市が償還払いを開始	今後の予定 H22.3 平成 22 年度予算案の市議会上程 H22.3 議決後、予防接種助成要綱の制定(施行日 H22.4.1) H22.4 広報やまと等により周知